

森林整備と財源のあり方検討委員会 第3回技術専門部会 議事概要

1 日 時：平成30年11月30日（金）13時30分～15時00分

2 会 場：興和ビル10階 第5会議室

3 出席者：山本委員、紙谷委員、椛沢委員、本田委員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 挨 拶

(3) 議 事

① 対象範囲・基準について

(4) 閉 会

5 議事の経過

| | |
|-------------|---|
| 部会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ただいまから、森林整備と財源のあり方検討委員会 第3回技術専門部会を開会します。よろしくお願いします。 ○ 第1回技術専門部会以降、国の森林環境税の考え方に動きがあるということで、事務局から最新の情報について示されると聞いている。それを踏まえて今後の論点を整理したいので、円滑な議事進行にご協力をお願いします。 ○ それでは議事に入ります。初めに国の対象範囲の考え方の動きなどについて事務局から説明をお願いします。 |
| (議事) 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年度の検討委員会の提言内容の再確認（資料1） ○ 6月時点の国税の対象範囲等を再確認（資料2-1、2-2、参考資料1） ○ 11月時点の国税の対象範囲等について説明（資料3-1、3-2、3-3、参考資料2） |
| 部会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局の説明の中で、何か質問はありませんか。 |
| 部会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回目の部会でも質問したと思いますが、私の認識としては森林経営管理法と森林環境譲与税は別法だと考えておりましたが、今回の事務局の説明は森林経営管理法に則ったところの仕切りの問題。資料3の国森林環境譲与税（仮称）の対象範囲とあるが、必ずしもリンクしないのではないかと認識しておりますが、どのように認識していますか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国が示した資料では、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林について、一部森林環境譲与税を充てるというふうな言い方をしている。この一部の解釈が分からないため国に確認したところ、担当レベルの回答ですが、一部というのは森林整備以外の森林整備の推進にかかるその他、人材育成・普及啓発等で、基本的には森林整備に重点的に森林環境譲与税が充てられると回答があった。 |
| 部会長 | <ul style="list-style-type: none"> ○ その場合は森林整備に関しては、森林経営管理法の特に経営管理権の部分に充てるべきだということですか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ● はい。国の考え方はそうです。 |

| | |
|-------------|--|
| (議事) 事務局 | ○ 検討の視点・論点、国動向を踏まえた再整理について説明（資料 4、参考資料 3） |
| 部会長 | ○ 検討の視点・論点の 4 つの項目 1 つずつ議論していきたいと思います。 |
| 事務局 | ● 森林環境譲与税と森林経営管理法のリンクについて補足します。部会長が懸念しているリンクしないという考え方は、事務局としてもそのとおりだと思います。ただし、実際に明文化されたものが無く、これまでの国の検討の過程、人工林（経済林）が放置されてきた経緯、11 月に国から明確な文章ではないが、森林環境税が森林経営管理法の成立を踏まえて創設されることとなった経緯を踏まえれば、市町村の森林経営管理事業（経営に適さない森林）の財源に森林環境譲与税を充てることを基本に検討していただく。あるいは従来 of 森林整備には国の補助事業を充てるなど総合的に勘案して、国の森林環境譲与税については森林経営管理法の経営に適さない森林整備に充てられるものということを前提に、ご議論をお願いしたいと思います。 |
| 委員 | ○ 今の事務局の説明でも理解できるが、資料 3-1 などのタイトルが「国森林環境譲与税の対象範囲について」となっているから誤解を受けやすい。もう少し工夫が必要ではないか。 |
| 部会長 | ○ それでは、検討の視点・論点の一つ目、私有林人工林について何かありますか。 |
| 部会長 | ○ 基本的には事務局の考え方でよろしいでしょうか。 |
| 委員 | ○ 経済ベースに乗る乗らないは、地形的な条件、路網とかで判断することになっているが、魚沼市の人工林は小規模で点在しているところが結構あり、ある程度まとまった面積がないと経済林として成り立たない状況にあります。この現状を事務局がまとめた条件でやろうとすると厳しいと思うが、そのへんはどう考えるのか。 |
| 事務局 | ● 現時点で、国が示した考え方の事例等にはございません。 |
| 部会長 | ○ 県としての考えはありますか。 |
| 事務局 | ● 今現在、こういう考え方があるという資料を提示できるものはありません。 |
| 委員 | ○ 現実として魚沼市の森林を考えたときに、豪雪地帯なので A 材と言われる建築用材が少なく全体の 2 割 3 割しかない。1 つの森林を整備して木材を出してきても山元に還元できる収益にならない。国からの造林補助、市からも上乘せ補助を出しているがそれでも黒字にならない。そういう現状を踏まえると、経済林の条件を設定しても現場とあってこないのでは運用できないのではないか。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | ○ 委員と同意見で、集落管理の発想が出てきたのは、今の考え方とリンクしていると思う。集落周辺の人工林は、大体広葉樹林の中に点在していて、一体的に考えた方が良さだろうということで集落管理が出てきた。この中でも人工林、広葉樹それぞれの基準でやった方がいいという考え方もあるが、それだと集落管理の意味がなくなってしまう。集落管理でなくても、私有林の人工林が点在している場合、同じ状況になるのは考えてみれば当たり前の話だが、たまたま集落管理の人工林かそうでない人工林かの違いでしかない。多雪地の人工林の場合は、どこも同じ状況になっているのが普通で、集落に近い山裾にある人工林は、事務局が示した条件に合うが、それ以外の人工林は条件にあてはまらないと思う。それらに対してどう対応していくのか考えておいた方がいいと思う。 |
| 事務局 | ● 机上の県の考え方と現場の実態にギャップがどうしても出てくると思います。森林経営管理法の考え方で行きますと、現場条件に限らず、収益が出せない森林は林業事業者が引き取らないため、市町村が引き受けることになる。委員からのご指摘については懸念があるということでまとめておかなければならないと思う。 一方で、県の森林整備のあり方については、大きなフレーム、一定のラインでの線引き、データの有る無しの兼ね合いの中で、たたき台を作らなければいけないということを念頭に委員の皆様からご議論いただきたい。 |
| 部会長 | ○ 二つ目の広葉樹についてはどうでしょうか。 |
| 委員 | ○ 論点②の基準について、間伐効果が期待できるかということも大事な観点と思う。地位の悪いところで間伐を行っても効果が期待できない、急傾斜地で現実的に手を入れても意味が無いようなところ、そういうところを判断基準とするかどうか。 |
| 事務局 | ● こみ具合の基準だけでなく、地位も含めたほうがいいのか。 |
| 委員 | ○ 森林整備を行っても効果が期待できるのかどうか。山を見ている人は効果を感じている人が一定数いると思うので、その基準をどうするか。 |
| 部会長 | ○ 集落管理の森林に関してはどうでしょうか。 |
| 委員 | ○ 生産森林組合に関しては、今現在管理できるところがあるのか。 |
| 委員 | ○ 魚沼地域の生産森林組合で、直接山に入って森林整備を行うことはまず無いです。昔、造林の法が変わったときに、所有者となりうるための団体として続けられてきた経過があるので、今現在、自分たちの利益を目的に山に入ることはまず無い。 |
| 委員 | ○ 三つ目の集落管理に関しては先ほど話したとおり、具体的に考えていかないと、効率が悪かったり、何をやっているのか分からなくなる恐れがある。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | ○ 集落管理の森林は、化石燃料に代わる前はボイ山と言って、薪とか燃料関係は取合いをしていた時代もあった。どれだけ広い薪炭林を持っているかで地区の価値が決まっていた時代もあったが、今は木を伐って燃料として使っていないので、昔から市の土地を地区に貸しているところもあるが、年数千円、1万、2万で借地しているが、その山を使うってことはまず無い。 |
| 部会長 | ○ 集落管理については、論点③に記載のとおり、私有林人工林、広葉樹と同様に対象範囲に考えてよろしいのではないのでしょうか。また、生産森林組合に関しても同様の意見であったと思いますが、所有部分に関して特に区別しなくてもよいのではないかということではよろしいのでしょうか。 |
| 事務局 | ● 国の考え方としては、法の制度からすると自ら管理すべきという考え方から対象にするべきでは無い。対象にするのであれば、解散又は認可地縁団体等への組織変更をしたうえで、市町村に管理を委託することが望ましいとなっています。 |
| 部会長 | ○ 経営管理権の設定に関しては、生産森林組合は対象に出来ないであろうと書かれていると思いますが、先ほどの部会の議論でもあるように、生産森林組合の森林に関しても、人工林か広葉樹林かということが問題ならば、県の対象としてもよいのではないか。経営管理権とは別に考えてはどうでしょうか、整理は可能かと思います。 |
| 部会長 | ○ 四つ目の、県・市町村有林（公有林）及び分収林（私有林）についてはどうでしょうか。 |
| 委員 | ○ 魚沼市でも分収林契約はかなりの面積があるが、条件の悪いところにはまず整備に入らない。当然分収林契約をしているので、材を出して収益があれば山元に還元しますが、ほとんど還元できないので、地元の方には、森林整備を行うが地元で還元できる収益とはならないという話をして整備に入る。それでも市が行うので採算が合わなくても森林整備を進めるためやっている。条件不利地のところをやろうとしても林業事業者が引き受けてくれないし、架線を引いて材を出そうなんて話は出てこない。 ○ 実際に山で作業する人数は決まっているので、年間の作業量は決まってくる。条件不利地を経営管理権により市が委託を受けても、対応できる現状になっていない。 |
| 部会長 | ○ すべての議題が終了しましたが、最後に通して何かありますでしょうか。 |

| | |
|-----|--|
| 委員 | ○ 本委員会の中でも議論がありましたが、西日本、九州と違って根本的に林業の在り方が違う、山の環境も違う、雪の問題もあるし、国の森林環境税等は西日本基準で作られている。新潟県や東日本の多雪地の現状はほとんどあてはまらない。それを県として、はっきりと打ち出してもいいのではないか。国の制度には合わないのだから県として対応していかなければ、新潟の森林は良くなり、環境も改善できないというのが基本だと思います。そこで、県独自のやり方、考え方で整理していく必要があると思う。 |
| 部会長 | ○ 一つ目の私有林人工林は、国との整理が必要になってくるため議論が難しいと思いますが、二～四はすっきりした議論になったと思います。 |
| 委員 | ○ 飛騨市の「広葉樹の街づくり」で、北海道の中川町と提携を結んだと大きな話題になっていますが、広葉樹の整備が進んでいるわけではなくて、整備を行う前提で物事が進んでいる。彼らは、大白川でやっているブナ林の取組を気にしていて、山と中下流の連携をどうやるかは、大きな課題なので、新潟の降雪地、特に中山間地の広葉樹の間伐が今後進んでいけば、西日本の人工林の構造材中心の林業ではなくて、広葉樹を活用していく林業はこれら大きなメリットになると、飛騨の人達と話をしてかなり感じました。ある程度思い切った取組をやっているっていい時期なのかなと、県として方針を打ち出してもいいのかなと思う。 |
| 事務局 | ● 県独自の考え方という中で、先ほど委員からも雪という条件がありましたけれども、具体的に雪以外の、西日本と新潟県を比べた時に、制限される条件と考えられるものが有るのかどうか教えていただければ。 |
| 委員 | ○ 地位ですよね。地位が良いのは下越だけですよね。中越上越は良いところはほとんど無いと言ってよい。それが現実に林の状態に反映されている。先ほど地位も考慮すべきだとちょっと話をしましたが、やっぱり考えなければいけないと思う。たとえ雪が降らなくても、中越上越は林業をやれるところはかなり限られてくると思う |
| 事務局 | ● 地位というのは、今回国が新たに示してきた生産量とリンクしてくるのか。 |
| 委員 | ○ かなりリンクしていると思う。 |
| | (終了) |